

# 2020年を見据えた住宅の高断熱化技術開発委員会

Investigation committee of Hyper Enhanced insulation  
and Advanced Technique for 2020 houses

The logo consists of a dark blue rectangular background with a thin green horizontal line at the bottom. The word "HEAT" is written in white, uppercase, sans-serif font. To its right, the number "20" is written in a large, green, sans-serif font.

HEAT 20

## 建築物省エネ法の改正を踏まえた 「断熱の更なる展開」

HEAT20委員長 東京大学名誉教授  
坂本 雄三

# 建築物省エネ法の改正、及び、その強化の動向

政府は、「住宅・建築の省エネ基準は2020年までに段階的に適合義務化する」と、2013年に閣議決定した。

## 「日本再興戦略」の74ページ

### ○住宅・建築物の省エネ基準の段階的適合義務化

- ・ 規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化する。これに向けて、中小工務店・大工の施工技術向上や伝統的木造住宅の位置付け等に十分配慮しつつ、円滑な実施のための環境整備に取り組む。
- ・ 具体的には、省エネルギー対策の一層の普及や住宅・建築物や建材・機器等の省エネルギー化に資する新技術・新サービス・工法の開発支援等を実施する。

日本再興戦略

-JAPAN is BACK-



平成 25 年 6 月 14 日

しかし、今回の建築物省エネ法の改正では、小規模の建築・住宅は「適合義務化」が見送られた。2013年の閣議決定は反故にされた。

# 遺憾にも戸建住宅の適合義務化は見送られる

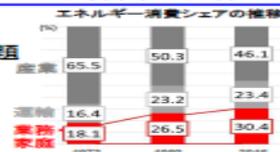
出典：国交省ホームページ

## ●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律

### 背景・必要性

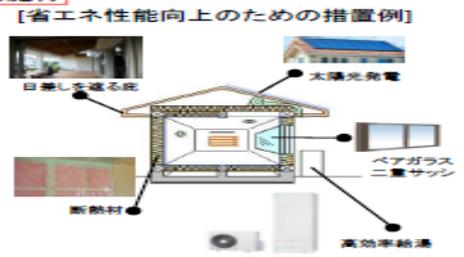
- 我が国のエネルギー需給構造の逼迫の解消や、地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標達成のため、住宅・建築物の省エネ対策の強化が喫緊の課題
  - \* 我が国の業務・家庭部門の目標(2030年度)：温室効果ガス排出量約4割削減(2013年度比)
  - \* 本法に基づく段階的な措置の強化は、「地球温暖化対策計画(2016.5閣議決定)」「エネルギー基本計画(2018.7閣議決定)」における方針を踏まえたもの
- ⇒ 住宅・建築物市場を取り巻く環境を踏まえ、規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を講じることが必要不可欠

<予算関連法律>



### 法案の概要

オフィスビル等	<b>オフィスビル等に係る措置の強化</b> <span style="float: right;">2年以内施行</span> 建築確認手続きにおいて省エネ基準への適合を要件化 ○ 省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象を拡大(延べ面積の下限を2000㎡から300㎡に見直すことを想定)
	<b>複数の建築物の連携による取組の促進</b> <span style="float: right;">6ヶ月以内施行</span> 複数の建築物の省エネ性能を総合的に評価し、高い省エネ性能を実現しようとする取組を促進 ○ 省エネ性能向上計画の認定(容積率特例)*の対象に、複数の建築物の連携による取組を追加(高効率熱源(コージェネレーション設備等)の整備費等について支援(*予算関連)) * 新築等の計画が誘導基準に適合する場合に所管行政庁の認定を受けることができる制度認定を受けた場合には、省エネ性能向上のための設備について容積率を緩和
マンション等	<b>マンション等に係る計画届出制度の監督体制の強化</b> <span style="float: right;">6ヶ月以内施行</span> 監督体制の強化により、省エネ基準への適合を徹底 ○ 所管行政庁による計画の審査(省エネ基準への適合確認)を合理化(民間審査機関の活用)し、省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する監督(指示・命令等)体制を強化
戸建住宅等	<b>戸建住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付け</b> <span style="float: right;">2年以内施行</span> 設計者(建築士)から建築主への説明の義務付けにより、省エネ基準への適合を推進 ○ 小規模(延べ面積300㎡未満を想定)の住宅・建築物の新築等の際に、設計者(建築士)から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付けることにより、省エネ基準への適合を推進
	<b>大手住宅事業者の供給する戸建住宅等へのトップランナー制度の全面展開</b> <span style="float: right;">6ヶ月以内施行</span> 大手ハウスメーカー等の供給する戸建住宅等について、トップランナー基準への適合を徹底 ○ 建売戸建住宅を供給する大手住宅事業者に加え、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)に適合する住宅を供給する責務を課し、国による勧告・命令等により実効性を担保
	<b>その他</b> <span style="float: right;">2年以内施行</span> ○ 気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入 等



**【目標・効果】**  
 ○ 各セグメントの特性を踏まえた総合的な枠組みの構築・省エネ対策の強化を通じて、住宅・建築物の省エネ性能の向上を図り、持続的な経済成長及び地球温暖化対策に寄与する。  
 (KPI)  
 ・新築住宅の平均エネルギー消費量：対2013年度比、2025年度▲25%・2030年度▲35%  
 ・2013年度から2030年度までに新築された住宅・建築物に係るエネルギー消費量を約647万kL削減(「パリ協定」の目標達成)

# 省エネ基準の適合に関わる規制強化の動向

## (建築物省エネ法の2019年の改正)

建物の規模	建築(非住宅)	住宅
大規模 (2000㎡以上)	適合義務 (2017年より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の「届出」に加えて、所管行政庁の指示・命令を強化。</li> <li>・ 民間審査機関の評価の場合には、適合審査手続を簡素化(6ヵ月以内に施行)。</li> </ul>
中規模 (300～2000㎡)	適合義務 (2年以内に施行)	
小規模 (300㎡未満)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認申請での規制はない(現在と同じ)。</li> <li>・ 建築主に適合責務。</li> <li>・ <b>建築士に省エネ基準の適合/不適合に関する説明(対建築主)を義務づける制度を創設(2年以内に施行)。</b></li> <li>・ 大手の注文戸建住宅事業者に現行のトップランナー制度※を適用する。(6ヵ月以内に施行)</li> </ul>	

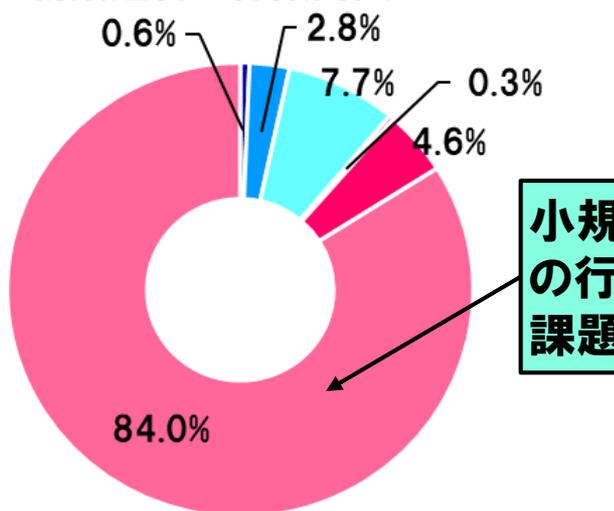
※住宅事業建築主の判断基準:150戸/年以上を供給する建売販売業者は、供給する住宅の平均値で省エネ基準(外皮&1次エネ)を満たさなければならない。

# 省エネ基準の適合・届出の状況(H28年の調査結果)

(出典:国交省2018.12)

建物規模	省エネ基準適合率		省エネ基準届出率	
	建築	住宅	建築	住宅
大規模 (2000m <sup>2</sup> 以上)	98%	60%	98%	84%
中規模 (300~2000m <sup>2</sup> )	91%	57%	78%	67%
小規模 (300m <sup>2</sup> 未満)	69%	60%		

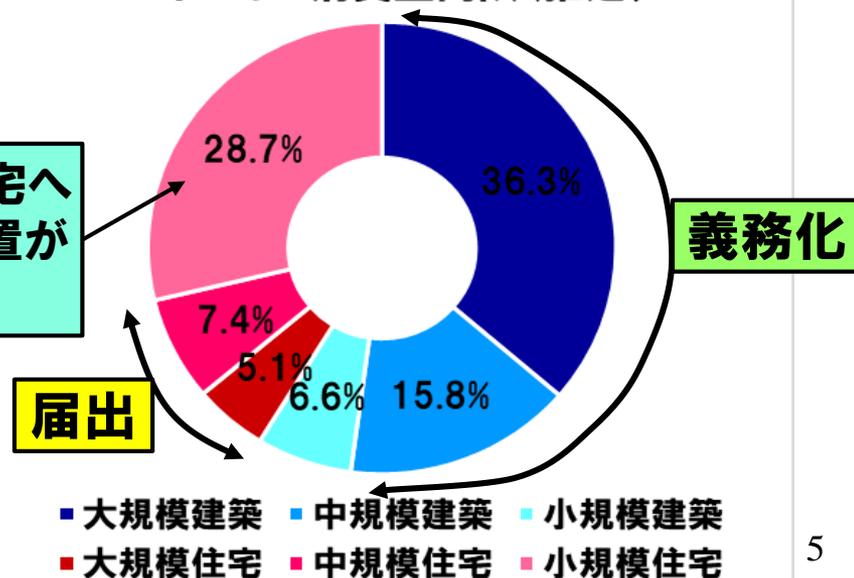
新築建物の棟数内訳



- 大規模建築
- 中規模建築
- 小規模建築
- 大規模住宅
- 中規模住宅
- 小規模住宅

小規模住宅への行政措置が課題

新築建物のエネルギー消費量内訳 (推定)



届出

義務化

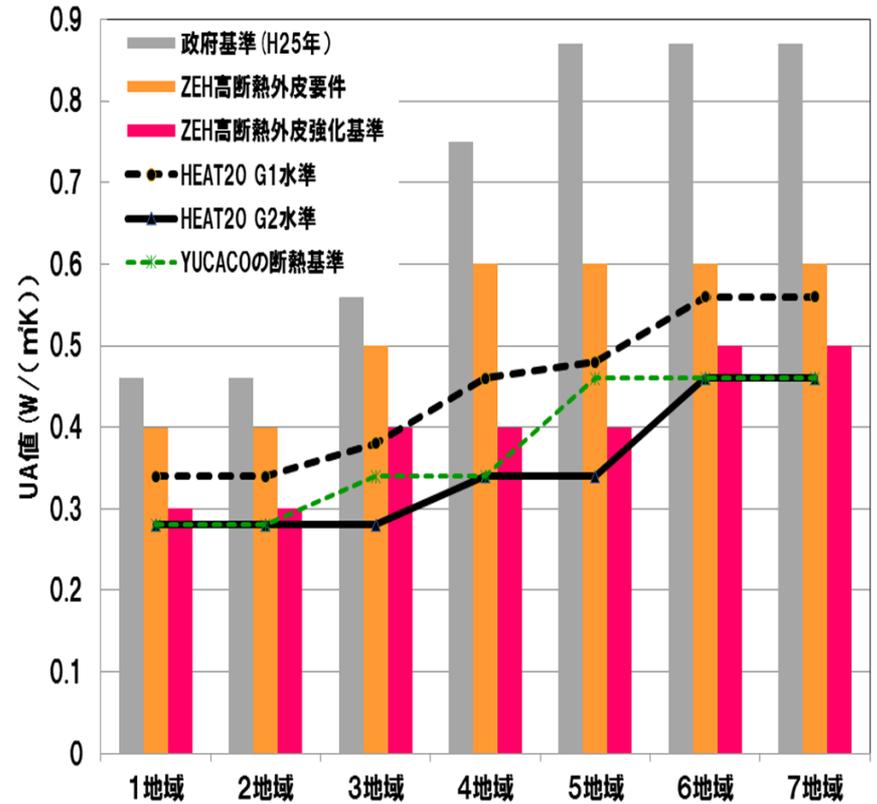
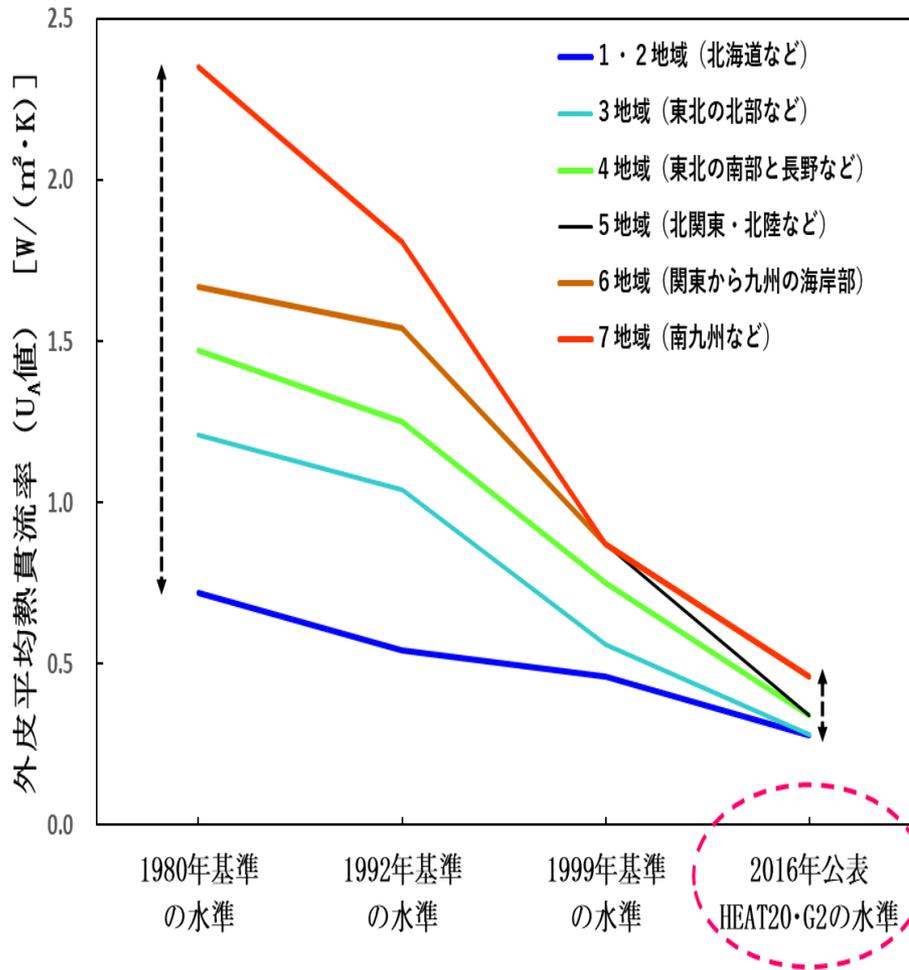
- 大規模建築
- 中規模建築
- 小規模建築
- 大規模住宅
- 中規模住宅
- 小規模住宅

# 省エネ基準の適合に関する新たな説明制度とは？

- ◆ 新制度は国交省の主導の下につくられることになるが、まだ形が見えない。
- ◆ 建築士会、事務所協会連合会、JBN、全建連などの民間の団体が新制度の運用を担うことになるのかもしれない？
- ◆ HEAT20委員会のメンバーは、この新制度を実(ジツ)のあるものにすべく、積極的に活動してほしい。



# HEAT20の成果と貢献



日本の戸建住宅の断熱向上に大いに貢献している。

# HEAT20委員会の今後の仕事

- やりはじめたこと(戸建G3と集合C1・・)の完遂。
- $\eta A$ の基準の検討。
- 非住宅も含め、建築外皮の設計基準への発展。

省エネ(暖冷房負荷)

耐久性(水分制御)

防火

遮音・防音

⇒ユメは広がる……………

